形質変更時要届出区域台帳

長崎市

											11 阿文	
整理番号	整-2014-	6 指定年	三月日·指定番号		成27年3月10日 岁-14号	所在	地	地番:長崎市尾上	町13番1	一一部		
調製・訂正年月日 平成27年3月10日調製、平成27年3月27日訂正												
形質変更時要届出区域の概況 港湾改良工事により埋め立てられた土地							面積 47.59㎡					
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっ												
ては、その旨												
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取												
等の対象としなかった土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変												
更時要届出区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかっ												
た深さの位置及び特定有害物質の種類												
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由						港湾改良工事により埋め立てられた土地を土壌汚染のおそれが少ない土地として30m格子5地点均等混合方式による1区画を調査したところ溶出量基準及び含有量基準を超過したため、単位格子3区画を調査したところ、2単位区画等において鉛及びその化合物が溶出量基準又は含有量基準を超過したもの。						
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、そ の旨及び当該汚染の除去等の措置												
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあっては、その旨												
形質変更時要所 出区域内の土地 の汚染状態	報告	受理年月日 指定に係る特定有害物質の種類				į	適合しない基準項目			指定調査機関の名称		
	亚山红	′年3月9日	鉛及びその	鉛及びその化合物				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準 西部環境調査㈱				
								含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準				
土地の形質の		届出(着手)時期		ナ期 土地の形質の変更の		の種類	実施者			土壌搬出	汚染土壌の処理方法	
	の変 平成27	平成27年3月5日 平		31日	日 道路工事		長崎振興局長崎港湾漁港事務所		有・無			
更の実施状	:況									有・無		
										有・無		
·	·		·		·			·				